

安城市広告付き案内地図板等設置者募集要項

1 趣旨

安城市では、財源の創出及び行政情報の広報手段を確保するため、市役所庁舎内に広告付き案内地図板等を設置して、行政情報及び広告情報を掲載する企画について提案していただける事業者を1者募集します。

なお、応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

2 設置の概要等

(1) 施設名称

安城市役所本庁舎及び北庁舎

(2) 所在地

安城市桜町18番23号

(3) 開庁日（時間）

月曜日から金曜日まで（午前8時30分～午後5時15分）

※年末年始（12月29日～1月3日）及び祝日は閉庁します。

3 事業内容等

(1) 事業内容

安城市案内地図板、行政情報モニター、本日の相談内容モニター及び各階庁舎案内板を作成・設置すること。なお、安城市案内地図板に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができます。ただし、行政情報モニター、本日の相談内容モニター及び庁舎案内板に広告を掲載することはできません。

(2) 設置物の設置場所、規格及び設置台数

ア 安城市案内地図板A（行政情報モニター2面、地図枠1面及び広告枠1面）

(ア) 場所

本庁舎1階国保年金課前柱周り（別紙「庁舎レイアウト」）

※設置スペースは、幅870mmの柱周り4面とする。

(イ) 規格

1面当たり 縦2,100mm×横1,170mm×奥行き150mm程度
(床及び柱面に固定すること。)

(ウ) 台数

1台(4面)

イ 安城市案内地図板B(行政情報モニター2面及び地図枠1面)

(ア) 場所

北庁舎1階エレベーター前壁面(別紙「庁舎レイアウト」)

(イ) 規格

行政情報モニター部分

1面当たり 縦2,100mm×横800mm×奥行き150mm程度

地図枠部分

1面当たり 縦2,100mm×横900mm×奥行き150mm程度

合計

縦2,100mm×横2,500mm×奥行き150mm程度(床及び壁面に
固定すること。)

(ウ) 台数

1台(3面)

ウ 本日の相談内容モニター(可動式タイプ)

(ア) 場所

北庁舎1階相談室前(別紙「庁舎レイアウト」)

(イ) 規格

縦2,100mm×横900mm×奥行き150mm程度

(ウ) 台数

1台(1面)

エ 庁舎案内掲示板(非電照式)

(ア) 場所

本庁舎2階・3階及び北庁舎2階～7階の各階既存の筐体に設置(別紙「
庁舎レイアウト」)

(イ) 規格

本庁舎2階・3階及び北庁舎2階・3階

1面当たり 縦740mm×横850mm程度 4台

北庁舎 4 階～ 7 階

1 面当たり 縦 1 2 0 0 m m × 横 8 0 0 m m 程度 4 台

(ウ) 台数

計 8 台 (各 1 面)

※広告付き案内地図板等の設置に際し、必要に応じて、設備に意匠を施す等、景観を損なわないよう考慮するとともに、安城市と協議を行い、安城市の指示に従って設置を行うこと。また、既存の設備等が障害となる場合、安城市が許可した場合は、既存設備の移動又は撤去を行うことができる。ただし、これに係る一切の費用については、事業者が負担するものとする。

(3) 設置期間

令和 4 年 1 月 4 日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

※撤去は令和 8 年 1 2 月 2 9 日以降に実施すること。

4 掲載広告

(1) 「安城市広告掲載実施要綱」を遵守し、事業者が募集及び作成すること。

(2) 広告を掲載する場合は、事前に次のアからエまでの内容について、安城市の承諾を受けること。

ア 広告主の情報（名称、住所、連絡先等）

イ 掲載予定の広告

ウ 掲載開始日

エ 広告主が安城市の市税及び料金等を滞納していないことを安城市が確認することの同意書

5 申込資格

(1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告付き案内地図板等の作成及び設置業務について、地方自治体、公共施設で実績のある法人であること。

(2) 安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内、準市内又は県内の業者であること。

(3) 次の税金が未納でないこと。

ア 国税

イ 愛知県税

ウ 安城市税

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する業種

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者

オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

6 提出条件・仕様について

(1) 提案金額

安城市に支払う広告掲出料を1年当たりの総額（税抜）で記載すること。

(2) 仕様

ア 安城市案内地図板A及び安城市案内地図板B

(ア) 安城市案内地図板本体

- a 明るさの調整が可能なLED内照式とすること。
- b 来庁者に危険が及ばないよう十分な転倒防止処置をすること。
- c 色合いについては、安城市と事業者決定後に協議の上決めること。

(イ) 行政情報モニター部分の仕様

- a 有線によるネットワーク回線を使用し、市役所本庁舎2階行政課事務室でデータ更新を行うことができる方法によるものとする。
- b モニターサイズは47インチ以上とし、離れた場所からでもわかりやすいものとする。

(ウ) 地図枠部分の仕様について

- a 最新の国土地理院の地図をベースに作成すること。
- b 色彩障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとすること。
- c 地図は「安城市全域図」とすること。

- d 公共施設等安城市が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- e 公共施設等の新設、変更があった場合は、可能な限り適時に更新すること。
- f 地図上に広告の表示をすることができる。

(エ) 広告枠部分の仕様について

- a 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号で一致させること。
- b 本体内に収まる大きさで作成をし、一枠が極端に大きくならないようにすること。

(オ) その他

- a 携帯電話によるQRコードの読み取り等により、モバイルサイトとの連携が可能なものとする。
- b モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、安城市が提供する内容に従い、事業者においてサイトを作成すること。

イ 庁舎案内板の仕様について

- (ア) 既存の筐体に設置する庁舎案内フィルムを1枚ずつ作成・設置すること。
- (イ) 内容については安城市と協議の上、レイアウトを作成すること。

(3) 本日の相談内容モニターの仕様について

- ア 有線によるネットワーク回線を使用し、市役所北庁舎1階相談室でデータ更新を行うことができる方法によるものとする。
- イ モニターサイズは47インチ以上とし、離れた場所からでもわかりやすいものとする。

(4) 使用上の制限

- ア 当該事業に係る設備を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできない。
- イ 広告主及び掲載する広告の内容については、「安城市広告掲載実施要綱」に適合するものとし、あらかじめ安城市の承認を受けること。
- ウ 地図上の広告主の表示内容やモニター等の広告掲載内容については、事前に安城市に提出し、承諾を受けること。

(5) 維持管理等

- ア 電照時間は、タイマー等により午前8時15分から午後5時30分までとすること。

イ 破損・汚損や公共施設、庁舎案内等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

ウ トラブルや消耗品補充等、問合せやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。

エ 6(2)の内容に変更が生じた場合は、年度切替時(3月末)に安城市と協議の上、更新すること。

(6) その他必要経費等

安城市案内地図板、行政情報モニター、本日の相談内容モニター及び各階庁舎案内掲示板の作成・設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とする。また、必要な電気料金についても、事業者の負担とする。

7 広告掲出料等の支払方法

(1) 広告掲出料

広告掲出料については、四半期の開始月(4月、7月、10月及び1月)ごとに支払うものとし、安城市の発行する納入通知書により、請求から1ヶ月以内に支払うこと。なお、支払額は、1年当たりの広告掲出料を4で除した額とし、端数が生じた場合は、各年度の最終支払月にて調整する。

※契約初年度は1月を、最終年度は4月、7月及び10月を支払月とする。

(2) 電気料金については、1ヶ月単位とし、安城市の発行する納入通知書により、請求から1ヶ月以内に支払うこと。

電気料金の計算方法は3(2)に掲げる物品(エ 庁舎案内掲示板(非電照式)を除く。)の定格消費電力(w)の合計値を1000で除したものに電照時間(1日9.25時間×開庁日数)を乗じ、これに市役所庁舎の電気料金単価(kwh)を乗じた金額とする。

8 申込方法

(1) 申込受付期間

ア 持参する場合

令和3年10月8日(金)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、及び日曜日を除く。)

イ 郵送する場合

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により令和3年10月22日(金)必

着

(2) 提出先

安城市役所総務部行政課庶務係

(3) 提出書類

ア 安城市広告付き案内地図板等設置事業参加申込書

イ 価格提案書

ウ 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）

エ 国税、地方税及び市税それぞれの未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書等）

オ 広告付き案内地図板等設置事業詳細（行政情報モニター、本日の相談内容モニター及び庁舎案内掲示板には広告を掲載することはできません。）

(4) 応募資格の確認について

提出された書類は安城市が審査し、この募集要項に定める条件を満たし、利用上支障がないかを確認する。条件を満たさないと判断した場合、正当な理由なくして指定する期日までに契約の手続を申請しなかった場合又は虚偽の記載があったことが判明した場合は、応募資格不備と判断して、受付を取り消し、その旨を後日通知する。

9 事業者の選定結果について

(1) 契約の相手方を決定するに当たっては、提案金額（広告掲出料）が最も高かった者としします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者としします。

(2) 事業者の選定結果については、令和3年10月29日（金）までに決定した事業者宛てに通知します。

(3) 提出された申請書類等については、選定結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。

(4) 決定された事業者は、安城市と当該事業に係る契約を取り交わすものとしします。

(5) この募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、安城市契約規則等の関係法令に定めるところによって処理します。

(6) 現地説明が必要な場合は、行政課庶務係と日程調整をしてください。

(7) 契約保証金は免除します。

【問合せ先】安城市役所 総務部行政課庶務係 富田

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所北庁舎7階

電話：（0566）71-2208 <直通>

FAX：（0566）76-1112 <代表>